

『一問題解決』の党を創出する党規約

(名称・所在地)

第1条 本政治団体は、「『一問題解決』の党を創出する党」と称し、主たる事務所を滋賀県内に置く。

(目的)

第2条 本党は、以下の各号に定めることを目的とする。

- 一 国会における議会代表制をとる日本国において、これから先75年間において、勤勉に労働する、労働してきた、若しくは、労働しようとする日本国民の民主主義の基盤を揺るがし、ひいては生活を貧困に陥らせる要因を追究する。あるいは、日本国経済を低迷、衰退、崩壊させる要因を追究する。
- 二 前項の結果、1つの問題を解決するための、法律をつくったり既存の法律を廃止したりすることを目的とした、政治団体「『一問題解決』の党」を創出・育成する。

(「一問題解決の党」)

第3条 「『一問題解決』の党」の名称は、『』の中に、国民に分かりやすい問題解決名を入れる。

2 「『一問題解決』の党」の代表は、『一問題解決』の党を創出する党の代表と同一とする。

3 「『一問題解決』の党」の国会議員は、法案審議の本会議の話し合いには出席する。しかし、その裁決時には、「『一問題解決』の党」が問題にしていない法案については退席し欠席とする。また、本会議だけで無く委員会等採決を要する会議も本会議同様とする。

4 本会議の審議内容については、4ヶ月以内にwebにて、国民に文書若しくは自らが語る動画にて報告する。

5 「『一問題解決』の党」は、問題解決した時点で解党する。但し、国会議員の辞職に係って、国民の選挙費用負担の観点から問題解決した時点の直近の国政選挙の直前とし、その後「『一問題解決の党』」を解党する。

(本党及び「『一問題解決の党』」の国会議員の数)

第4条 本党及び「『一問題解決の党』」の国会議員の合計人数は、最大10名とする。

(党員)

第5条 本党は、第2条の目的に賛同し、党員の推薦があり入党を希望し役員会で了承が得られた者で構成する。

(入党の手續き)

第6条 本党への入会の手続きは、入党希望届け(様式任意)、役員若しくは党員の推薦状を本党に提出し、受理及び承認を得、党費を納めることにより完了する。

(党費)

第7条 党員が納める党費は、下記の通りとする。

- 一 役員 年間0円
- 二 役員以外の党員 年間10万円
- 三 党費の年度は、11月1日から翌10月31日とする

(入党期間及び離党)

第8条 党員の入党期間は下記のとおりとする。

- 一 党所属議員は、当該議員を辞職または離党希望を出し党首が離党を承認するまで
- 二 党公認候補者は、当該選挙が終了するまで
- 三 党公認希望者は、公認審査が終わるまで
- 四 他の党員は、離党届を提出するまで

(議決機関)

第9条 党首は毎年1回の通常総会及び、必要に応じて臨時総会を招集する。

2 党首は必要に応じ役員会を招集する。

(役員)

第10条 本党には次の役員を置く。

党首1名

会計責任者1名

監事3名以内

2 本党には必要に応じて次の役員を置くことができる。

臨時管理人1名

副党首5名以内

幹事若干名

3 党の規模が小さいときには兼任可とする。

(役員の選出及び任期)

第11条 党首は藤井 隆一とする。

2 前項以外の役員については、総会の意見等の結果に基づいて党首が任命する。なお、その任期は2年とし、辞任と再任を妨げない。

(経費)

第 12 条

本党の経費は、寄附金、事業収入、政党交付金及びその他の収入及び借入金をもって充当する。

(会計年度及び会計監査)

第 13 条 本党の会計年度は、毎年 1 月 1 日より 12 月 31 日までとする。

2 本党の決算は、毎会計年度終了後速やかに、監事の会計監査を受けなければならない。

(規約の改廃)

第 14 条

本規約の改廃は、総会において決定する。

(懲戒)

第 15 条

役員及び党員及び党所属議員等への懲戒処分は、以下の通りとし、処分対象者と処分内容は役員会で決定する。

- 一 免職：除名処分・論旨離党
- 二 停職：役職停止処分
- 三 戒告：譴責処分（役員会で処分内容を決定）
- 四 訓告：厳重注意・口頭注意

(補則)

第 16 条 本規約に定めなき事項については、役員会において決定する。

附則

本規約は、2025(令和 7)年 5 月 6 日より実施する。